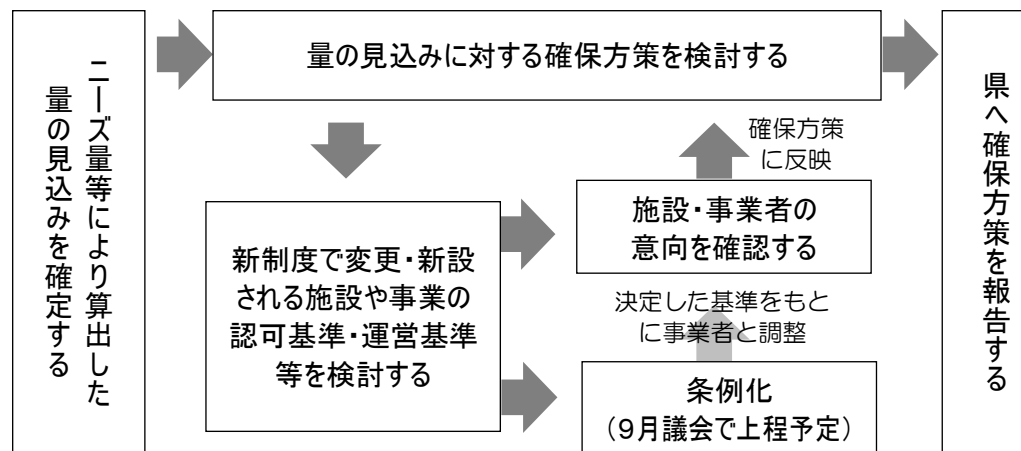


子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準(案)について

子ども・子育て支援新制度において、施設や事業の設備及び運営の基準等は「子ども・子育て関連3法」に基づき、府省令等で定められた「従うべき基準（地域の実情に応じて上回る基準を定めることができる。）及び「参酌すべき基準」に沿って、市町村が条例で定めることとされています。

施設や事業の設備及び運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準です。

■確保方策、運営基準の検討の流れ



策定する基準

- ①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準

※ 本市策定基準の考え方

国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないこと事から、基本的に国の基準と同様とする。

施設・事業の種類		認可主体	確認主体	給付 (財政措置)	
特定教育・保育施設	認定子ども園	都道府県	市町村②	国及び都道府県	
					幼保連携型※
					幼稚園型
					保育所型
	地方裁量型				
	幼稚園	※保育所は 権限移譲により市町村			
	保育所				
地域型保育事業	家庭的保育事業	市町村①	市町村②	▼ 給付の実施主体である市町村(基礎自治体)が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する	
	小規模保育事業				
	居宅訪問型保育事業				
	事業所内保育事業				

※政令市、中核市、都道府県は「幼保連携型・認定子ども園の認可基準」についても定めなければならない。

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく市町村の認可事業として位置付けられることになりました。（改正児童福祉法第34条の16第1項）

これに伴い、地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を定めることとなります。（下記は地域型保育事業の内容）

家庭的保育事業 …… 市町村が認定した家庭的保育者の居宅等で保育を行う事業で、認可定員は1人～5人まで。

小規模保育事業 …… 保育施設で保育を行う事業で、認可定員は6人～19人まで。A型、B型、C型の3類型があります。

居宅訪問型保育事業 …… 乳幼児の居宅において、市町村が認定した家庭的保育者が保育を行う事業です。1:1が基本です。

事業所内保育事業 …… 事業所等で保育を行う事業です。

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされています。（表：教育・保育施設および地域型保育事業の実施主体 参照）

これらの特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業の事業者は、市町村が定める運営の基準を遵守しなければならないこととされています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準

児童福祉法第6条の3に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童会館やミニ児童会館、民間児童育成会などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

これまでは設備及び運営に特段の定めはありませんでしたが、子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準について国が省令で基準を定め、市町村が条例を制定することとなります。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

① 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

1章 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案（総則）

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
最低基準	最低基準以上の設備及び運営を向上する。	3条、4条各項	参酌	国の基準どおり
一般原則	利用乳幼児の人権の尊重 地域社会との交流及び連携、保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努める。 自己評価、外部評価の実施と公表に努める。 採光、換気等利用乳幼児の保健衛生・危害防止を考慮した構造設備	5条各項	参酌	国の基準どおり
連携施設	連携施設の設定が必要 ※経過措置あり	6条	従う	国の基準どおり
非常災害	非常災害に必要な設備(軽便消火器等の消火用具、非常口等)の設置 非常災害に対する具体的計画の策定 月1回の避難及び消火に対する訓練の実施	7条各項	参酌	国の基準どおり
職員の一般的要件	健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備える者 児童福祉事業に熱意のある者 児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	8条	参酌	国の基準どおり
職員の知識及び技能の向上等	必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める。 事業者等は、職員に対し、研修等の機会を確保する。	9条各項	参酌	国の基準どおり
併設時の設備・職員の基準	必要に応じ他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。	10条	参酌	国の基準どおり
	保育室、特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。	10条	従う	国の基準どおり
平等の原則	利用者の国籍等によって差別的な扱いをしてはならない。	11条	従う	国の基準どおり
虐待等の禁止	児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	12条	従う	国の基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	懲戒に関し利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	13条	従う	国の基準どおり
衛生管理	設備、食器等又は飲用水の衛生管理に努める。 感染症、食中毒の発生やまん延への衛生上の対策 必要な医薬品の整備 ※居宅訪問型保育事業者は、職員や設備、備品の衛生管理に努める。	14条各項	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
食事	自園調理(調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む。	15条各項	従う	国の基準どおり
食事提供の特例	搬入施設 ・連携施設 ・同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等 ・共同調理場 ※搬入施設がある場合でも、加熱、保存等の調理設備が必要	16条各項	従う	国の基準どおり
利用者及び職員の健康診断	利用乳幼児に対する健康診断 年2回以上 職員の健康診断(調理員は特に注意を払うこと。)	17条各項	参酌	国の基準どおり
事業所の内部規定	以下の規定を定めること。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額 六 利用定員(乳児、幼児の区分ごと。) 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	18条	参酌	国の基準どおり
帳簿	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況に関する内容を記載	19条	参酌	国の基準どおり
秘密保持	業務上知り得た利用者の秘密を保持する(職員であった者も同様)	20条各項	従う	国の基準どおり
苦情への対応	苦情対応窓口の設置等 市からの指導・助言に対して必要な改善を図ること。	21条各項	参酌	国の基準どおり

2章 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準		省令条数	参酌状況	市の案
最低基準	保育室等	保育を行う専用居室 1人3.3㎡以上(部屋自体は9.9㎡以上が必要)	22条1、2号	参酌	国の基準どおり
	保健衛生	採光、照明及び換気設備	22条3号	参酌	国の基準どおり
	設備	調理設備	22条4号	従う	国の基準どおり
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人3.3㎡以上(2歳児以上)	22条5、6号	参酌	国の基準どおり
	耐火基準	火災報知器及び消火器の設置 消火訓練及び避難訓練の定期的な実施 ※基本的には上乘せ規制なし。	22条7号	参酌	国の基準どおり
職員	調理員	調理員(保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。	23条1、2項	従う	国の基準どおり
	保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市長村長が行う研修を修了した者	23条1、2項	従う	国の基準どおり
	職員数	0～2歳児 3:1 ※児童3人以下:家庭的保育者1人 (家庭的保育者と家庭的保育補助者がともに保育する場合は、児童5人以下:家庭的保育者、家庭的保育補助者2)	23条3項	従う	国の基準どおり
	嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	23条	従う	国の基準どおり
保育時間	1日 8時間		24条	参酌	国の基準どおり
保育の内容	家庭的保育事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。		25条	従う	国の基準どおり
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得よう努める。		26条	参酌	国の基準どおり

3章2節 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案	
設備・面積	満2歳に満たない幼児の利用	乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設ける。	28条1号	従う	国の基準どおり
		乳児室又はほふく室の面積：1人3.3㎡以上	28条2号	参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。	28条3号	参酌	国の基準どおり
	満2歳以上の利用	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替施設含む）、調理設備及び便所を設ける。	28条4号	従う	国の基準どおり
		保育室又は遊戯室の面積：1人1.98㎡以上 屋外遊戯場の面積：1人3.3㎡以上	28条5号	参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。	28条6号	参酌	国の基準どおり
職員	保育従事者	保育士 ※保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	29条1、3項	従う	国の基準どおり
	職員数	・以下の配置に加え1人配置すること。 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ・常時2人を下回ってはならない。	29条2項	従う	国の基準どおり
	その他	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。 嘱託医	29条1項	従う	国の基準どおり
保育時間	1日 8時間	30条24条準用	参酌	国の基準どおり	
保育の内容	小規模保育事業(A型)の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。	30条25条準用	従う	国の基準どおり	
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。	30条26条準用	参酌	国の基準どおり	

3章3節 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準		省令条数	参酌状況	市の案
設備・面積	満2歳に満たない幼児の利用	乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設ける。	32条22条1～3号準用	従う	国の基準どおり
		乳児室又はほふく室の面積：1人3.3㎡以上		参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。		参酌	国の基準どおり
	満2歳以上の利用	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替施設含む）、調理設備及び便所を設ける。	32条22条4号～6号準用	従う	国の基準どおり
		保育室又は遊戯室の面積：1人1.98㎡以上 屋外遊戯場の面積：1人3.3㎡以上		参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。		参酌	国の基準どおり
職員	保育従事者	保育士、保育従事者（市町村が行う研修を修了した者）半数以上を保育士とすること。 ※保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	31条1、3項	従う	国の基準どおり
	職員数	・以下の配置に加え1人配置すること。 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ・常時2人を下回ってはならない。 ・半数以上を保育士とすること。	31条2項	従う	国の基準どおり
	その他	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。 嘱託医	31条1項	従う	国の基準どおり
保育時間	1日 8時間		32条24条準用	参酌	国の基準どおり
保育の内容	小規模保育事業(B型)の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。		32条25条準用	従う	国の基準どおり
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。		32条26条準用	参酌	国の基準どおり

3章4節 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案	
設備・面積	満2歳に満たない幼児の利用	乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設ける。	33条1号	従う	国の基準どおり
		乳児室又はほふく室の面積：1人3.3㎡以上	33条2号	参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。	33条3号	参酌	国の基準どおり
	満2歳以上の利用	保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替施設含む）、調理設備及び便所を設ける。	33条4号	従う	国の基準どおり
		保育室又は遊戯室の面積：1人3.3㎡以上 屋外遊戯場の面積：1人3.3㎡以上	33条5号	参酌	国の基準どおり
		保育に必要な用具を備える。	33条6号	従う	国の基準どおり
職員	保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市長村長が行う研修を修了した者	34条1号	従う	国の基準どおり
		職員数	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合5:2)	34条2号	従う
	その他	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。 嘱託医	34条1項	従う	国の基準どおり
利用定員	6人以上10人以下	35条	従う	国の基準どおり	
保育時間	1日 8時間	36条24条準用	参酌	国の基準どおり	
保育の内容	小規模保育事業(C型)の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。	36条25条準用	従う	国の基準どおり	
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。	36条26条準用	参酌	国の基準どおり	

4章 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
設備及び備品	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。	38条	参酌	国の基準どおり
職員	乳幼児1人に対し、家庭的保育者1人（1:1）	39条	従う	国の基準どおり
連携施設	乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援等が受けられるよう、連携する障害児入所施設等を適切に確保すること。 ※離島その他の地域で、連携施設が著しく困難である場合を除く。	40条	従う	国の基準どおり
保育時間	1日 8時間	41条24条準用	参酌	国の基準どおり
保育の内容	居宅訪問型保育事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。	41条25条準用	従う	国の基準どおり
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。	41条26条準用	参酌	国の基準どおり

5章 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用定員	表1の利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえた利用定員数	42条	参酌	国の基準どおり
設備・面積	保育室等 【定員20名以上】 0・1歳児 乳児室1人1.65㎡ ほふく室1人3.3㎡ 2歳以上児 保育室又は遊戯室1人1.98㎡ 【定員19名以下】 0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 2歳以上児 保育室 1人1.98㎡	43条1～3、6号、48条準用28条	設置:従う 面積:参酌	【定員20名以上】 乳児室1人3.3㎡ 【定員19名以上】 国の基準どおり
	その他 【定員20名以上】 医務室、調理室 【定員19名以下】 調理室又は調理設備	43条1、5号	従う	国の基準どおり
	屋外遊技場 満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可	43条6号、48条準用28条	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
	耐火基準 保育室等を2階以上に設ける場合について。 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係はさらに検討	43条8号、 48条準用28条	参酌	国の基準どおり
職員	保育従事者 【定員20名以上】保育士 【定員19名以下】保育士、保育従事者(市町村が行う研修を修了した者)半数以上を保育士とすること。 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	44条1、3項、 47条1、3項、	従う	国の基準どおり
	職員数 【定員20名以上】 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 【定員19名以下】 ・以下の配置に加え1名配置すること。 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ・常時2人を下回ってはならない。	44条2項、 47条2項	従う	国の基準どおり
	その他 調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる 嘱託医	44条1項、 47条1項、	従う	国の基準どおり
連携施設	【定員20名以上】集団保育や代替保育の実施における保育所との連携協力を要しない。	45条	従う	国の基準どおり
保育時間	1日 8時間	46条24条準用 48条24条準用	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
保育の内容	事業所内保育事業(定員20人以上)、小規模事業所内保育事業(定員19人以上)の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供する。	46条25条準用 48条25条準用	従う	国の基準どおり
保護者との連絡	保育の内容について、保護者の理解及び協力を得るよう努める。	46条26条準用 48条26条準用	参酌	国の基準どおり

▼ 表1

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準案

項目		国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用開始に伴う基準	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とする。 ・特定教育・保育施設は施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園：1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子ども(1、2歳)、3号認定の子ども(0歳) ○幼稚園：1号認定の子ども ○保育所：2号認定の子ども、3号認定の子ども(1、2歳)、3号認定の子ども(0歳) 	4条各項	従う	国の基準どおり
	内容及び手続きの説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、利用者に適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。 	5条1項	従う	国の基準どおり
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、利用申込者の承諾を得て、利用申込者に対し、運営規定の概要等の重要事項をCD-ROM等の電磁的方法により提供できる。 	5条2～6項	参酌	国の基準どおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。 	6条1項	従う	国の基準どおり
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・幼稚園は、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく方法などにより選考する。 ・認定こども園・保育所は、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、保育の必要の程度、家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する。 ・各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 	6条2～4項	従う	国の基準どおり
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、教育・保育の提供が困難である場合は、適切な特定教育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 	6条5項	参酌	国の基準どおり
	あっせん、調整及び要請に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請にできる限り協力しなければならない。 	7条各項	従う	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、支給認定証によって子どもの区分、支給認定の有効期間等を確認する。 ・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。 	8条、 9条各項	参酌	国の基準どおり
心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努める。 	10条	参酌	国の基準どおり
小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定子どもについて、小学校等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため関連機関との連携に努める。 	11条	参酌	国の基準どおり
教育・保育の提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録する。 	12条	従う	国の基準どおり
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は保護者から、教育・保育の質の向上を図るうえで必要である対価の支払を受ける。 ・施設・事業者は、保護者から、その他、物品購入、行事参加費、食費等の支払いを受けることができる。 	13条各項	従う	国の基準どおり
施設型給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領により施設給付費の支給を受けた場合、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知すること。 ・法定代理受領を行わない場合、特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付すること。 	14条各項	参酌	国の基準どおり
特定教育・保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行うこと ・認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること。 	15条各項	従う	国の基準どおり
特定教育・保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、提供する特定教育・保育の質の評価・改善を図ること ・保護者や関係者又は外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、改善を図るよう努めること。 	16条各項	参酌	国の基準どおり
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 	17条	参酌	国の基準どおり
緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。 	18条	参酌	国の基準どおり
支給認定保護者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が不正な行為によって施設型給付費を不正に受給したとき、又は受給しようとしたときは、その旨を市町村に通知すること。 	19条	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用開始に伴う基準	<p>運営規程</p> <p>・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 ①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育の提供を行う日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)、⑤利用者負担その他の費用に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	20条	参酌	国の基準どおり
	<p>勤務体制の確保等</p> <p>・適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。 ・職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。</p>	21条各項	参酌	国の基準どおり
	<p>定員の遵守</p> <p>・利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。 ・ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。</p>	22条	参酌	国の基準どおり
	<p>掲示</p> <p>・施設の見やすい場所に、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p>	23条	参酌	国の基準どおり
	<p>支給認定子どもを平等に取り扱う原則</p> <p>・利用者の国籍等によって差別的な扱いをしてはならない。</p>	24条	従う	国の基準どおり
	<p>虐待等の禁止</p> <p>・児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	25条	従う	国の基準どおり
	<p>懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>・懲戒に関し利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	26条	従う	国の基準どおり
	<p>秘密保持等</p> <p>・業務上知り得た利用者の秘密を保持する(職員であった者も同様) ・関係機関に対し子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	27条各項	従う	国の基準どおり
	<p>情報の提供等</p> <p>・教育・保育の内容に関する情報提供を行うよう努める。 ・その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	28条各項	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用開始に伴う基準	利益供与等の禁止 ・施設・事業者は、職員等に対し、子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ・また、施設・事業者は、職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	29条各項	参酌	国の基準どおり
	苦情解決 ・施設・事業者は、利用者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ・施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。	30条各項	参酌	国の基準どおり
	地域との連携等 ・施設・事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	31条	参酌	国の基準どおり
	事故発生の防止及び発生時の対応 ・施設・事業者は、事故の発生又はその再発を防止するための措置、市町村、子どもの家族等への連絡、処置等の記録を行わなければならない。 ・施設・事業者は、子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	32条各項	従う	国の基準どおり
	会計の区分 ・施設・事業者は、事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	33条	参酌	国の基準どおり
	記録の整備 ・施設・事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から五年間保存しなければならない。	34条各項	参酌	国の基準どおり
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準 ・施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。特別利用地域型保育・特定利用地域型保育についても同じ。	35条各項、36条各項	従う	国の基準どおり

3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準案

項目		国基準	省令条数	参酌状況	市の案
利用定員に関する基準	利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 1人以上5人以下 ・小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型 6人以上19人以下 ・小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型保育事業 1人 ※定員は1歳未満、1歳以上に区分して定めること。	37条各項	従う	国の基準どおり
運営に関する基準	内容及び手続きの説明、同意、	・利用者に適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。	38条1項	従う	国の基準どおり
		・利用申込者の承諾を得て、利用申込者に対し、運営規定の概要等の重要事項をCD-ROM等の電磁的方法により提供できる。	38条2項、5条2～6項準用	参酌	国の基準どおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	・施設・事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。	39条各項	従う	国の基準どおり
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、定員を上回る認定子どもがいる場合、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう、選考方法はあらかじめ保護者に明示したうえで選考すること。 ・地域型保育の提供が困難である場合は、適切な特定教育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 			
	あっせん、調整及び要請に対する協力	・施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請にできる限り協力しなければならない。	40条各項	従う	国の基準どおり
	心身の状況等の把握	・施設・事業者は、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努める。	41条	参酌	国の基準どおり
特定教育・保育施設等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業(居宅訪問型を除く)を行う事業者は、①集団保育に関する支援、②代替保育に関する支援、③卒園後の受け入れの観点から、連携施設適切に確保しなければならない。 ・居宅訪問型保育事業を行う者は、保育する乳幼児の障がい・疾病等の状態に応じて連携する障害児入所支援施設等を確保する。 ・事業所内保育事業を行う者で、地域枠を20人以上とした者は上記①・②に係る連携協力を求める必要はない。 	42条1～3項	従う	国の基準どおり	

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 	42条4項	参酌	国の基準どおり
利用者負担額等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は保護者から、教育・保育の質の向上を図るうえで必要である対価の支払いを受ける。 ・施設・事業者は、保護者から、その他、物品購入、行事参加費、食費等の支払いを受けることができる。 ・施設・事業者は、支払いを保護者から受けた場合、領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ・施設・事業者は、物品購入等のために支払を求める際は、書面によって求める理由を明らかにし、文書による同意を得なければならない。 	43条各項	従う	国の基準どおり
特定地域型保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 	44条	従う	国の基準どおり
特定地域型保育に関する評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、提供する特定地域型保育の質の評価・改善を図ること ・施設・事業者は、外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、改善を図るよう努めること。 	45条各項	参酌	国の基準どおり
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 ①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する特定地域型保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④特定地域型保育の提供を行う日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)、⑤利用者負担その他の費用に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他特定地域型保育の運営に関する重要事項 	46条	参酌	国の基準どおり
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。 ・施設・事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。 	47条各項	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案	
運営に関する基準	定員の遵守	・利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。 ・ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。	48条	参酌	国の基準どおり
	記録の整備	・施設・事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から五年間保存しなければならない。	49条各項	参酌	国の基準どおり
利用開始に伴う基準	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	・施設・事業者は、支給認定証によって子どもの区分、支給認定の有効期間等を確認する。 ・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。	50条8条準用 50条9条準用	参酌	国の基準どおり
	心身の状況等の把握	・子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努める。	50条10条準用	参酌	国の基準どおり
	小学校等との連携	・支給認定子どもについて、小学校等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため関連機関との連携に努める。	50条11条準用	参酌	国の基準どおり
	教育・保育の提供の記録	・特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録する。	50条12条準用	参酌	国の基準どおり
	利用者負担額等の受領	・施設・事業者は保護者から、教育・保育の質の向上を図るうえで必要である対価を支払う。 ・施設・事業者は、保護者から、その他、物品購入、行事参加費、食費等の支払いを受けることができる。	50条13条準用	従う	国の基準どおり
	施設型給付費等の額に係る通知等	・法定代理受領により地域型保育給付費の支給を受けた場合、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知すること。 ・法定代理受領を行わない場合、特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付すること。	50条14条準用	参酌	国の基準どおり
	相談及び援助	・子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。	50条17条準用	参酌	国の基準どおり
	緊急時等の対応	・子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。	50条18条準用	参酌	国の基準どおり
	支給認定保護者に関する市町村への通知	・保護者が不正な行為によって施設型給付費を不正に受給したとき、又は受給しようとしたときは、その旨を市町村に通知すること。	50条19条準用	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案	
利用開始に伴う基準	掲示	・施設の見やすい場所に、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	50条23条準用	参酌	国の基準どおり
	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	・利用者の国籍等によって差別的な扱いをしてはならない。	50条24条準用	従う	国の基準どおり
	虐待等の禁止	・児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	50条25条準用	従う	国の基準どおり
	懲戒に係る権限の濫用禁止	・懲戒に関し利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	50条26条準用	従う	国の基準どおり
	秘密保持等	・業務上知り得た利用者の秘密を保持する。(職員であった者も同様) ・関係機関に対し子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	50条27条準用	従う	国の基準どおり
	情報の提供等	・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	50条28条準用	参酌	国の基準どおり
	利益供与等の禁止	・施設・事業者は、職員等に対し、子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ・また、施設・事業者は、職員から、子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	50条29条準用	参酌	国の基準どおり
	苦情解決	・施設・事業者は、利用者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ・施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。	50条30条準用	参酌	国の基準どおり
	地域との連携等	・施設・事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	50条31条準用	参酌	国の基準どおり
	事故発生の防止及び発生時の対応	・施設・事業者は、事故の発生又はその再発を防止するための措置、市町村、子どもの家族等への連絡、処置等の記録を行わなければならない。 ・施設・事業者は、子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	50条32条準用	従う	国の基準どおり
会計の区分	・施設・事業者は、事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	50条33条準用	参酌	国の基準どおり	

項目		国基準	省令条数	参酌状況	市の案
特例施設型給付費に関する基準	特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者が、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第46条1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ・定められた利用定員の数を超えないものとする。 	51条各項 52条各項	従う	国の基準どおり

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
最低基準の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長は、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ・市町村は、最低基準を常に向上させるように努める。 ・放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて設備運営を向上させる。 ・最低基準を理由に設備運営を低下させてはならない。 	<p>3条各項</p> <p>4条各項</p>	参酌	国の基準どおり
一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図ることを目的として行うこと。 ・地域社会との交流及び連携を図り、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 	5条各項	参酌	国の基準どおり
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 ・避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 	6条各項	参酌	国の基準どおり
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であること。 ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。 	7、8条	参酌	国の基準どおり
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員を置かなければならない。 ・放課後児童支援員は、「児童の遊びを指導する者」であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※経過措置あり。 	10条1、3項	従う	国の基準どおり
員数	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上配置することとし、うち1名は放課後児童支援員とし、その1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものでなければならない。 	10条2、5項	従う	国の基準どおり
支援の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人とする。 	10条4項	参酌	国の基準どおり

項目	国基準	省令条数	参酌状況	市の案
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・専用区画等を設けること。 ・専用区画の面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とすること。 ・専用区画等は専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものとする。 ・専用区画等は、衛生、安全が確保されたものとする。 	9条各項	参酌	国の基準どおり
利用者を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。 	11条	参酌	国の基準どおり
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	12条	参酌	国の基準どおり
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。 	13条	参酌	国の基準どおり
運営規定・帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項に関する運営規程を定めること。(事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容等) ・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 	14条、15条	参酌	国の基準どおり
秘密の保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 	16条各項	参酌	国の基準どおり
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。 	17条各項	参酌	国の基準どおり
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業の休業日は、1日8時間以上 ・小学校の授業の休業日以外の日は、1日3時間以上 ・年間250日以上を原則とする。 	18条各項	参酌	国の基準どおり
保護者・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めること。 ・市、児童福祉施設、小学校等と連携して、利用者の支援に当たること。 	19条、20条	参酌	国の基準どおり
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する支援により事故が発生した場合には、速やかに、市、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 	21条	参酌	国の基準どおり